

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月改訂） 施策番号163

「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請における提出書類を横断的に見直し、**簡素化を図る**。その際には、現在、受入れ機関が過去一定期間内に提出したことがある書類については、提出を省略する取扱いを行っているところ、当該機関の受入れ状況、定期・随時の届出義務の履行状況等を踏まえ、当該取扱いを拡充し、提出書類の**削減を図る**。

### 簡素化の内容

#### 方針

施行後の運用状況や定期的な届出との関係性などを踏まえつつ次のとおり実施

- ① 受入れ機関に関する書類について、**提出頻度の緩和等**、特定の受入れ機関に関する**一定の書類の提出省略**
- ② 外国人や14分野などに関する書類について、書類の**廃止（削減）**や**記載欄の削減（書類の統合）**、**提出頻度の緩和**

#### 具体的内容

##### 受入れ機関に関する書類

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ①登記事項証明書、役員の住民票の写し 等 | 計3点 |
| ②公的義務（社会保険や税）の証明書    | 計4点 |
| ③決算関係書類（貸借対照表や確定申告書） | 計2点 |

原則「1年に1回」提出

##### 簡素化

- |                |
|----------------|
| 原則「3年に1回」提出(注) |
| 原則「2年に1回」提出    |
| 廃止（削減）         |

(注)過去1年以内に行方不明者の発生がない、定期的な届出の履行等の一定の条件を満たす場合には提出省略も可

##### 外国人や14分野などに関する書類

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| ①支援委託契約書、外国人の履歴書、指定通知書等（介護分野） 等   | 計13点 |
| ②1号特定技能外国人支援計画書、特定所属機関概要書 等       | 計4点  |
| ③旅館業許可証（宿泊分野）、保健所長の営業許可書（外食業分野） 等 | 計5点  |

##### 簡素化

- |               |
|---------------|
| 廃止（削減）        |
| 記載欄の削減（書類の統合） |
| 原則「3年に1回」等    |

#### 効果

<例：介護分野での受入れ（登録支援機関に委託）>

- ①初めての受入れをする場合
- ②2人目以降の受入れをする場合（以後2～3年間）

➡ **計8点（計18枚以上）**の書類を削減  
➡ **更に計5点（計15枚以上）**の書類を削減

# 特定技能の申請に必要な書類（技能実習ルート）



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

受入れ機関（法人）が、当該機関で技能実習を行い本国に帰国していた技能実習生を雇用し、支援を登録支援機関に全部委託する場合

## ■認定（書類提出済み）

**計 9 点**

- ① 特定技能外国人の報酬に関する説明書
- ② 特定技能雇用契約書の写し
- ③ 雇用条件書の写し
- ④ 雇用の経緯に係る説明書
- ⑤ 徴収費用の説明書
- ⑥ 健康診断個人票
- ⑦ 1号特定技能外国人支援計画書
- ⑧ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書
- ⑨ 分野別協議会加入に関する誓約書等

左の場合であって、受入れ機関が過去（注）に地方出入国在留管理局に下記の書類を提出していない場合

## ■認定（書類未提出）

左記に加え **7 点**

**（計 16 点）**

- ⑩ 特定技能所属機関概要書
  - ⑪ 登記事項証明書
  - ⑫ 住民票の写し（受入れ機関の役員のもの）
  - ⑬ 労働保険料等納付証明書
  - ⑭ 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し等
  - ⑮ 国税（法人税等）納税証明書
  - ⑯ 地方税（法人住民税）の納税証明書
- （注）⑩～⑫ 過去3年以内  
⑬～⑯ 過去2年以内

+

## ■更新

**計 6 点**

- ① 特定技能外国人の報酬に関する説明書
- ② 特定技能雇用契約書の写し
- ③ 雇用条件書の写し
- ④ 地方税（個人住民税）の納税証明書
- ⑤ 給与所得の源泉徴収票の写し
- ⑥ 分野別協議会加入に関する証明書等

# 特定技能の申請に必要な書類（試験ルート）

受入れ機関（法人）が、技能試験等に合格した外国人を新規に雇用し、支援を登録支援機関に全部委託する場合

## ■認定（書類提出済み）

**計 11 点**

- ① 特定技能外国人の報酬に関する説明書
- ② 特定技能雇用契約書の写し
- ③ 雇用条件書の写し
- ④ 雇用の経緯に係る説明書
- ⑤ 徴収費用の説明書
- ⑥ 健康診断個人票
- ⑦ 1号特定技能外国人支援計画書
- ⑧ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書
- ⑨ 分野別協議会加入に関する誓約書等
- ⑩ 技能試験の合格証明書の写し
- ⑪ 日本語試験の合格証明書の写し

左の場合であって、受入れ機関が過去（注）に地方出入国在留管理局に下記の書類を提出していない場合

## ■認定（書類未提出）

左記に加え **7 点**  
**（計 18 点）**

- ⑩ 特定技能所属機関概要書
  - ⑪ 登記事項証明書
  - ⑫ 住民票の写し（受入れ機関の役員のもの）
  - ⑬ 労働保険料等納付証明書
  - ⑭ 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し等
  - ⑮ 国税（法人税等）納税証明書
  - ⑯ 地方税（法人住民税）の納税証明書
- （注）⑩～⑫ 過去3年以内  
⑬～⑯ 過去2年以内

+

## ■更新

**計 6 点**

- ① 特定技能外国人の報酬に関する説明書
- ② 特定技能雇用契約書の写し
- ③ 雇用条件書の写し
- ④ 地方税（個人住民税）の納税証明書
- ⑤ 給与所得の源泉徴収票の写し
- ⑥ 分野別協議会加入に関する証明書等